

プラットフォームサービスに関する研究会
プラットフォームサービスに係る利用者情報の取扱いに関するワーキンググループ
(第22回)

令和4年12月23日

【宍戸主査】 それではまだお集まりでない構成員もおられるかとは思いますが、定刻でございますので、ただいまよりプラットフォームサービスに関する研究会、プラットフォームサービスに係る利用者情報の取扱いに関するワーキンググループの第22回会合を開催させていただきます。本日も皆様、年末のお忙しいところお集まりいただき誠にありがとうございます。

本日の会議につきましても、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、構成員及び傍聴はウェブ会議システムにて実施させていただいております。

事務局よりウェブ開催に関する注意事項について御案内がございますので、よろしくお願いいたします。

【丸山消費者行政第二課課長補佐】 事務局、消費者行政第二課の丸山です。

ウェブ開催に関する注意事項を幾つか御案内させていただきます。

本日の会合の傍聴者につきましては、ウェブ会議システムによる音声及び資料投映のみでの傍聴とさせていただきます。事務局において傍聴者は発言ができない設定とさせていただきますので、音声設定を変更しないようお願いいたします。

構成員の方々におかれましては、ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外はマイクをミュートにして、映像もオフにさせていただきますようお願いいたします。御発言を希望される際には、事前にチャット欄に発言したい旨を書き込んでいただくようお願いいたします。それを見て、主査から発言者を指名いただく方式で進めさせていただきます。発言する際にはマイクをオンにして、映像もオンにして御発言ください。発言が終わりましたら、いずれもオフに戻してください。接続に不具合がある場合は、速やかに再接続を試していただくようお願いいたします。そのほか、チャット機能で随時事務局や主査宛てに連絡をいただければ、対応させていただきます。

本日の資料は、本体の資料が資料1のみ、参考資料が参考資料1から3までとなります。注意事項は以上となります。

それでは、これ以降の議事進行は宍戸主査にお願いしたいと存じます。宍戸主査、よろしくお願いたします。

【宍戸主査】 承知しました。それでは議事に入らせていただきます。

本日は、事務局より資料1に基づき、外部送信規律に係るガイドラインの解説の修正案について御説明いただき、質疑応答を含めまして、構成員の皆様から御意見などをいただきたいと思ひます。

それでは、事務局より資料1に基づき御説明をお願いいたします。

【丸山消費者行政第二課課長補佐】 事務局です。

資料1に基づきまして、外部送信規律に係るガイドラインの解説案について御説明申し上げます。前回の御議論やその後の検討に基づきまして修正をさせていただいておりますので、資料1に基づきましてその修正点、黄色の網かけで示しているところになりますが、御説明申し上げます。

まず2ページ目を御覧ください。米印の3のところになります。委託先との関係になります。これは会議中に具体的な修正の御提案をいただいたものになりますが、取扱いの委託に伴って委託先の第三者に対して利用者に関する情報が送信される場合であっても、本規律に従い、確認の機会を付与する必要があるとしております。

続きまして12ページになります。一番最後、下の方になります。「また」から始まるところで、通知等すべき事項が記載された送信先のページへのリンクを示す場合などについては、単にリンクを表示するだけではなく、リンク先で表示される通知等すべき事項の概略を併せて示すことが望ましいとしておりました。前回の資料においては、その概略に記載ぶりについての要件と取れるような記載をしておりましたが、その記載は御意見に基づき改めさせていただきたいと思っております。いずれにしても、通知等すべき事項の記載は、通知又は容易に知り得る状態に置く際に共通して求められる事項にある「日本語を用い、専門用語を避け、及び平易な表現を用いること」等を満たしておくことが必要ということであり、英語など日本語以外で記載されているリンクの表示のみで対応することは認められないということで、修正をさせていただいております。

続きまして15ページになります。適用除外について、「真に必要な情報」の該当性の関係になります。こちらは前回様々御議論をいただいたところですが、基本的にはサービス提供者に送信される場合と第三者に送信される場合では意味合いが違ひではないかというような議論であったと理解しております。そちらに基づいて、まずは、サービス提供者

に送信される場合については、基本的には「真に必要な情報」に該当するというので、適用除外にして良いのではないかと考えておりました、そういう観点で修正をさせていただいております。「具体的には」のところから始まるとおりです。利用者が利用を希望している電気通信サービスを提供するに当たり、当該サービスを提供する電気通信事業者に送信される情報は、基本的には当該電気通信サービスの提供に必要なものであると考えられるので、原則として「真に必要な情報」に該当するとしております。

ただし、利用者が当該電気通信サービスを利用する際に、必ずしも必要がなく、一般の利用者から見て送信されることが通常想定できない情報や、通常想定できない利用目的で利用される情報については「真に必要な情報」には該当しないとしています。

一方で、当該電気通信事業者以外に送信される情報については、必ずしも当該電気通信サービスの提供のために必要とは考えられないため、原則として「真に必要な情報」には該当しないとしております。ただし、利用者が利用を希望している電気通信サービスを提供するに当たって、送信することが必要不可欠な情報についてはこの限りではないと、このようにさせていただいております。

続きまして、16ページから17ページまでにかけてになります。4-1-2で「電気通信役務を提供する者が利用者に送信した識別符号であって、当該電気通信事業者に送信されるもの」という項目になります。こちらはこれに限って適用除外であることが法律で明記されているものになります。17ページの上のところについて、これまで「First Party Cookieに保存されたID」というような表現にしておりましたが、これに限らず、電気通信サービスを提供する際に利用者を識別するために識別符号を送信される場合についてはその識別符号は含まれるということですので、「等」を追記しております。

続きまして米印の1ですが、記載の明確化、それから先ほど申し上げた「真に必要な情報」との関係の平仄を取るために記載を追記しております。First Party Cookieに保存されたID以外の、当該電気通信事業者への利用者に関する情報の送信に関しては、この原則のとおり利用者に通知等を行うことが必要であるということになりますが、先ほど申し上げましたとおり、サービス提供者に送信される場合は、ID以外であっても、原則としては4-1-1にある「真に必要な情報」に該当すると考えられるとしております。

米印の2も同様の観点の追記になりますが、First Party Cookieに保存されたIDを利用して当該サービスを提供する電気通信事業者以外の第三者に利用者に関する情報を送信することもあり得るということですが、そのような場合であれば、第三者への送信に関して

は、利用者が利用を希望している電気通信サービスの提供に当たり、送信することが必要不可欠な情報でない限りは利用者に通知等を行うことを要することになります。

続きまして19ページになります。望ましい同意取得の方法の関係になります。こちらの同意取得の方法については何ら義務付けをするような方向性ではありませんので、記載ぶりを11月4日の会合においてお示したような方向に修正させていただければと、前回の御意見を踏まえて修正させていただきたいと考えております。同意するためのチェックボックス等にあらかじめチェックを付しておく方法（デフォルト・オン）等、利用者が能動的に同意を行ったとはいえないような方法は避けるべきであり、するべきではないという方法を書くような形にさせていただいております。

最後の修正点になりますが、前回の資料までにおいては、各項目において、空欄の場合もありましたが、記載例を記載しておりました。前回の議論においては、その内容が不十分であり、必ずしも全てのケースなどを想定して書かれていたわけではないということや、この解説の中に網羅的に記載例を記載することは限界もあるといった御意見、御議論をいただいたと理解しておりますので、この解説案の中からは一律、記載例は削除させていただきたいと考えております。

この解説案からは削除いたしますが、今後、年明け以降に、総務省のホームページでこの外部送信規律に関する様々な情報などを、FAQをはじめとして公開していきたいと考えておりますので、その中で皆様の御質問や御意見をお伺いしながら、記載例なども順次掲載していくようにしたいと考えております。

以上、修正点について御説明をさせていただきました。事務局からは以上です。よろしくお願いいたします。

【宍戸主査】 ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明について御質問やコメントがあられます方は、チャット欄で私にお知らせいただきたいと思います。まずは佐藤構成員、お願いいたします。

【佐藤構成員】 国立情報学研究所の佐藤でございます。今回は欠席いたしまして失礼いたしました。3点ほど意見を述べさせていただきます。

まず1点目でございますが、資料1で言いますと15ページ、見え消し版で言いますと17ページです。資料1の15ページの黄色のところですが、「当該電気通信役務を提供する電気通信事業者に送信される情報は、基本的には当該電気通信役務の提供に必要なものであると考えられる」という記載で、このまま読むと、すごく意地悪な読み方をさせていただ

くと、役務を利用するときに送信したものはすべからく必要なものというように捉えられかねないのかなと思っています。

何でこのような解釈がなり得てしまうのかと言いますと、「必要なもの」というものの定義があまり明確になっていないためです。実は以前のバージョンでは、その「必要なもの」の定義として、閲覧や表示並びに運用・保守において不可欠な情報であるということが記載されていたのですが、それが欠けてしまったので、ある種トートロジー的な説明になっているのではないかと危惧しています。

そのため、前のバージョンにあった、今申し上げた閲覧や表示又は運用・保守というようなものを、「必要なもの」の説明としてやっぱり再度戻した方が良いのではないかと思っています。もちろんこれに関しては全体を見れば分かるだろうという考え方もあると思うのですが、誤解が起きないことがここにおいては重要なのかなと思っています。これが1点目でございます。

2点目ですが、資料1の19ページでございます。この黄色のところ、デフォルト・オンにすべきではないというのは当然で、私は多分、前々回にはデフォルト・オフを書いておいたら良いのではないかとということをお願いしてしまったりとあって、こういうことになったのかなと思っています。これに関わるのですが、おそらく今回のガイドラインやこの解説を運用していきますと、利用者にとっても負担が増える。このようなものをいちいち、同意や「良いです」、「良くないです」ということを言わなければいけないとあって、デフォルト・オフでそのまま選んでくれるのが一番簡単なのですが、同時にこのように制度が変わる。これは必要な制度変更で、それによって消費者の方にも一定の手間がかかることは周知することが、併せて必要ではないかと思っています。

3点目でございます。時間もありませんので手短かに申し上げますが、これは今回の資料1というよりはこのワーキンググループ全体に関わる場所ですが、このワーキンググループでは事業者様にお願いをさせていただいて、何回かヒアリングをさせていただいておりました。これは事業者にとってはいろいろ御負担がかかるかと思いますが、そこでいただいたものに関して、我々はその話を伺っていろいろコメントするのは、こうした消費者にとっても非常に重要なところだと思っていますので、このようなヒアリングは、事業者にはいろいろお手をかけるかと思いますが、引き続き行えるような体制は考えていただきたいと思っています。

あともう1点だけすいません。追加しますと、今後、これはパブリックコメントをかけ

ることになるかと思いますが、ガバナンス検討会の方のパブリックコメントと一緒にするのが良いのかどうかはやや疑問に思っていて、単独でやるのであれば単独でやるのもありかと思っております。もちろん事務局にとって負担がかかると思いますが、その点も申し上げておきます。

以上です。

【宍戸主査】 ありがとうございます。それでは太田構成員、お願いいたします。

【太田構成員】 ありがとうございます。DataSignの太田です。

まず、修正点につきまして、前回の議論の中で意見のあったところがきちんと修正されていて、ありがとうございます。事例に関しても一旦全てこのガイドラインの解説からは削除するというので、私は方向性としては賛成です。

先ほどお話にもありましたとおり、ホームページ等でFAQやベストプラクティス等を公開していくということですが、そちらは非常に重要な取組だと思っております。いつ頃その情報が出てくるのかなどは事業者にとっても結構重要な情報だと思いますし、またそこにどのような内容を記載するかに関しては、きちんとこのワーキンググループの中で議論していく必要があるのではないかなと思っております。なので、このワーキンググループが継続して、これがパブリックコメントにかかった結果など、その結果に対してまたFAQなどもどうするのか、ベストプラクティスをどのように掲載していくのかというところもきちんと議論していくことが必要だと考えております。

以上です。

【宍戸主査】 ありがとうございます。石井構成員、お願いします。

【石井構成員】 修正案の御説明をいただきましてありがとうございました。内容については全く反対するものではなく、賛同いたします。お取りまとめ、お疲れさまでございます。それを踏まえて、2点ほどコメントをさせていただければと思います。

まず1点目、ガイドラインの17ページあたりになるかと思いますが、First PartyのID以外の送信のところ、こちらの関係で申し上げますと、事業者の中では、既存のプライバシーポリシーを丁寧な内容で公表しておられて、既に優良実務を実践されている事業者もいらっしゃると思います。実質的に法の趣旨やガイドラインの要求事項を満たすということであれば、そうした既存の取組をもって、実質的には外部送信規律への対応をほぼ満たしているような事業者もいらっしゃるであろうと考えられます。FAQの中でベストプラクティスなども取り上げていただけるということかと思いますが、そのあたりを御紹介

いただいて、書きぶりを明確化していただく案もあるのではないかと思います次第です。

もう1点は、業務委託先への送信が規律の対象になるという、2ページ目あたりのところだと思います。こちらは各事業者できちんと実施していただくことが求められるということで、もちろんそのようにしていただきたいと私も思っております。ただ、委託先といってもいろいろな種類があると思いますので、その辺りを細分化して、今後、より精緻に実施していただくのがよろしいかなと思います。今後の課題ないしは今後の方針として御検討いただくとよろしいかと思つた次第です。

以上です。

【宋戸主査】 ありがとうございます。非常に貴重な御指摘をいただいたと思います。

それでは板倉構成員、お願いいたします。

【板倉構成員】 ありがとうございます。作業、お疲れさまでした。

基本的には内容には異論はないですが、事例を全部外出しにしてしまうこととなりますので、そうすると事例部分は、解説も実際はそうなのですが、告示ではないこととなりますので、パブリックコメントが法定ではなくなります。最初に作る時から大幅に変えるときは、ぜひ任意のパブリックコメントもしていただいた方がよろしいと思います。

個人情報保護法の方は、事例については一部ガイドラインに書いてあるので、そこは民主的統制が及ぶわけですが、全部外出しにするとその正統性が大丈夫かと言われかねないので、ぜひパブリックコメントもやっていただきたい。それから当然ですが事前に関係団体等には重々ヒアリングして、この会議はこれでおしまいと認識はしていますが、親会なり、何か別途設置するものがあるのであれば、そちらで公開して聞いていただいても良いと思います。

以上です。ありがとうございます。

【宋戸主査】 ありがとうございます。沢田構成員、お願いいたします。

【沢田構成員】 おまとめ、お疲れさまでございました。

事例を外出され、FAQなど今後充実したものを作っただけということで期待しています。より役に立つものになるようにという観点で幾つかお願いがあります。

1つは、他省庁のガイドラインなどで、画面例を出すことによって、この通りでない駄目であるように見えてしまうときがありますが、答えは1つではなくいろいろあって良いと、その意味ではベストプラクティスというよりはグッドプラクティスが幾つもあるということなのかなと思っています。柔軟性をもたせていただくことを1つお願いしたいです。

す。

2つ目、皆さんもおっしゃっていますが、通知・公表の方法については、いろいろな方の御意見、事業者サイドに加え、利用者サイドから見てグッドかどうかもお勘案していただきたいです。ワーキンググループではなくても、皆で検討する場があると良いと思います。それが2点目です。

3点目は、事例集では、どういう点がグッドなのかという解説を丁寧に書いていただくと、反対解釈で、どういう方法は良くないかが分かるかと思いました。

さらに申し上げますと、事例集とは少し違う話ですが、解説ページの中で、対象事業者についても、前はフローチャートで分かりやすくお申し上げましたが、さらに追加して申し上げます。複合的なサービスを提供していらっしゃるなどやはり該当性の判断が難しいので、個別に総務省にお問合せをして、御検討いただいて判断していただくことになるかと思うのですが、そのような個別案件について判断結果とその理由を公開していただけたら、ケースの積み重ねにより、同様のケースでは問い合わせしなくても、類推がしやすくなるかと思いました。

以上です。ありがとうございます。

【宍戸主査】 ありがとうございます。それでは寺田構成員、お願いいたします。

【寺田構成員】 よろしくお願ひいたします。御担当者におかれましては大変御苦勞していただいた末に、非常に分かりやすくおまとめいただきありがとうございます。

この解説案については、これ以上細かく詰めても基本的にどうすべきなのかというところが分かりにくくなってしまうので、別冊対応とすることには賛成いたしております。その上で今後の課題としては、皆さんともかぶるところはあるのですが、3点ほどあるかと思っています。

特に最近事業者や団体ともお話しすることがあるのですが、電気通信事業法の改正について御存じないところが非常に多いと。御存じであったとしても、自身がその対象になるのかどうか分かっていらっしゃる方、判断できていらっしゃる方が非常に少ないところがあります。こういったところの周知徹底も非常に重要なことかなと思っています。

さらに、今回解説から記載例や事例が削除されたことで、何をすべきかという部分がやはり分かりにくくなっていますので、事例集やQ&Aをできるだけ早く完成させて皆さんにお伝えすることが重要なことかなと思っています。特に、今回の改正電気通信事業法の施行が遅くとも6月中旬までということであまり時間がない中で、今現在まだあま

り周知されていない状態はそろそろ黄色信号がともっているような気がしますので、この辺の準備は全てまとまってから上げるというよりは、もう順次上げていくといった体制、方法でも良いのではないかと考えています。その際には、ぜひ事業者あるいは団体と常にコンタクトを取っていただいて、実践的なものになることを期待しております。

私からの意見は以上です。

【宍戸主査】 ありがとうございます。それでは古谷構成員、お願いいたします。

【古谷構成員】 ありがとうございます。私からは2点あります。佐藤構成員と同じ内容ではあるのですが。

まず15ページで「必ずしも必要がなく」といったところが分からないのではないかなというところと、全体的に判断が異なって、事業者側と消費者側の想定が異なってくる可能性があるので、もう少し明確な書き方が良いのではないかと思いました。

次に、同様に19ページですが、デフォルト・オンのところですが、この書きぶりですが、デフォルト・オン等は避け、利用者の理解を得ながら能動的に同意を取ることが望ましいというような形で、趣旨は積極的に利用者が同意をする形が望ましいということなので、少し書きぶりを変えてポジティブな書き方にした方が良いかと思いました。

以上です。

【宍戸主査】 ありがとうございます。今、私から見えている段階で言うと、あとは森構成員ですね。よろしくお願いいたします。

【森構成員】 ありがとうございます。森です。私からも大きく2点ほど申し上げたいと思います。

まずは15ページのところです。必要な情報、First Party送信のところですが、前回いろいろ御意見を申し上げたので、申し上げておきますと、適切な修正をしていただいたと思います。First Party送信は、First Partyに送信されるFirst Party Cookieと同じように、原則として「真に必要な情報」に該当するとしていただいて一旦外して、「ただし」の4行目以降も適切に戻していただいているなと思っていて、First Party送信ではあっても、利用者から見て送信されることが通常想定できないもの、それから通常想定できない利用目的もあると思いますので、そこは通知公表の対象にしておいていただいているということで、適切に修正していただいたと思います。こちらとしては抽象的に、ああいうのが良いです、こういうのが良いですと言うわけですが、なかなか言葉でこういうふうきちんとしていただくのは大変な御作業だったと思います。ありがとうございました。

それで、もう一つは皆様がおっしゃっているように、今後の法遵守状況といえますか、そういうものをしっかりモニターしていただく必要はあるだろうなと思っています。法遵守状況ということですので、どのようにこの改正法を守っていただいているかということを確認していただくということです。

それと同時に、やはり今回の外部送信規律の改正は、ウェブやアプリはこうなっていますと、御自宅で雑誌を見たり新聞を見たりテレビを見たりしていても、それはプライベートに閲覧できていますが、御自宅でスマホを見たりタブレットを見たりしていても、それは同じようにはなっていません。インターネットとオフラインは違うのですということも多くの方に知っていただいて、以前の調査で、外部送信を何となく知っているも含めて3割というものがありましたが、そういうところを改善できれば良いといえますか、それを改善していく必要はやっぱりあると思っています。インターネットがどういうものを老いも若きも、私も知らないことはいろいろあると思うのですが、分かった上で利用することが、今後のいろいろな、それはもしかすると消費者や事業者などという区別とは関わりなく、最近デジタル・シティズンシップなどと言いますが、そういうことにも影響すると思います。

さらに言えば、そういう世界が少しずつ変わってきたのだということをはっきり分かって、そういう知識を消費者も含めてみんなが持って行動していくことが、社会全体のDXなどそういうことにもつながってくるかなと思います。ぜひともそのような観点から、この法律の遵守状況、そしてこの法律のインパクトを何らかの形でしっかりウォッチしていただければと思います。

以上です。

【宍戸主査】 ありがとうございます。それでは構成員の皆様で手が挙がっている方は一通り御指名したと思いますので、岸原オブザーバー、お願いできますか。

【岸原オブザーバー】 これまでヒアリングなどで何度も言ってきたことですが、最後ですので意見として言わせていただければと思います。

そもそもTCP/IPで外部サーバを利用したアーキテクチャーであるインターネットで、内と外を分けた思考は事象を正確に捉えられなくなる可能性が高いかと思っています。そういった意味で、これまで言ってきたように水平的に全体を捉えて考えていく思考が必要ではないかなと思います。

そうした中で最新のアプリ、あるいはブラウザなどでもそうですが、ここではOS事業者

やクラウドベンダー、ソーシャルベンダーが提供するSDK等、サーバ機能を利用するAPIを利用して、第三者のサーバと通信することで高度なコンテンツが提供可能になっています。コンテンツを提供するために必要な情報としては、課金・認証・通知等のOS事業者のサーバと通信することで利用するフレームワークだけでなく、クラウドサービスとしてコンテンツのストレージ、2段階認証、SMSや音声等のコミュニケーションツール等を統合的に実施できるものまであります。今回、規律の対象となっているターゲティング広告等とは違う、コンテンツを提供するために「真に必要な情報」ではないかと考えております。

そういった意味で、「真に必要な情報」を判断するためには、インターネットを縦割りではなく、水平的に利用者の保護すべき権利等から根源的に考えていくことが必要だと思いますので、引き続き皆様の御意見も伺いながら進めていければと思いますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

【宍戸主査】 岸原オブザーバー、非常に貴重な御指摘をありがとうございました。

ほかに構成員の皆様から御質問、御発言はいかがでございますでしょうか。あるいはオブザーバーの方でもと思いますが。

いただいた御発言等について、少し時間稼ぎも含めて整理させていただきますと、現在、事務局において用意いたしました資料1に直接文章の表現ぶりに関わるものが4点ほどと、その外側での今後のお話に関わるものが3点ほどあるかなと受け止めたところです。

1つ目は今お示しいただいている資料1の2ページでございます。委託の関係について石井構成員から御確認も含めた御発言がありました。これは必ずしも修文ということではないのですが、それが1点目です。

2点目は15ページになります。「真に必要な情報」というところで、森構成員から適切にお書きいただいているという御指摘もありましたけれども、同時に、前のバージョン、参考資料1の17ページにありましたような、閲覧、表示並びに運用・保守において必要な情報を例示で書いた方が、利用者と事業者両側から見て、ぶれがなくてイメージができる点で分かりやすいのではないかと、例示的にこれを書くこともあり得るのではないかと御指摘があったかと思えます。

戻りまして資料1で3点目は17ページになろうかと思えます。これも石井構成員からもここについて既に既存の取組との関係をどう考えるかというお話があり、あるいはこれは後段で申し上げます全体的なこの進め方との関係の中で処理される問題かも分かりませ

んが、御指摘いただいたところです。

4点目は19ページでございます。利用者が能動的に同意を行ったと言えないような方法は避けるべきであると、後ろ側から書いてあるけれども、むしろここはこういうことが望ましいというふうに前向きに書く、あるいは両方併記するということもあるのかもしれませんが、そういった書きぶりがあり得るのではないかという御指摘をいただきました。

この4点が私の気づいたガイドラインの解説本体に則しての御指摘かと思えます。

残り、後段になりますけれども、大きな外側の話として、ガイドラインそのもの、解説は了としていただいた上でですが、今後の進め方について3つ御指摘をいただいたとまとめることができるのではないかと思います。

第1は、幅広くこのガイドライン及び解説に関わる事業者の方、それから誰よりも利用者の方に対して、このガイドラインあるいは今回の外部送信規律の意味、もちろんその背後にある今のインターネットの状況についてきちんと理解していただくための取組が、第一義的には総務省の、あるいはそれ以外の様々なステークホルダーに必要ではないかということがあります。これが1点目です。

2点目は、このガイドラインの解説のパブリックコメントをこれから実施されるときの、そのパブリックコメントのやり方、及びそのいただいた意見に対するいわゆるパブリックコメント返し、対応を適切にやってほしいという御指摘でございます。これについてはこのワーキンググループなのか、あるいはプラットフォームサービス研究会の親会自体は存続しておりますので、そちらで御報告いただくなどのやり方もあり得るのかもしれませんが、その点について御要望があったということでもあります。

3点目は、ガイドラインの解説から個別事例は落としていったこととの関係で、その個別事例を今後FAQなどで書いていく場合のその書き方として、これがザ・対応方法というよりは、ワン・オブ・対応方法であるか、あるいはベストな、あるいはグッドなプラクティスとはこういうものであることを書いていった方が良いのではないかといったことを、沢田構成員を中心に御指摘いただきましたし、またこのFAQにおける事例の書き方自体について、適切なコントロールが必要ではないかという趣旨の御指摘もいただいたかと思えます。

これが後段、このガイドラインの解説案の本体から離れて、その後の今後の適切な規律の在り方についていただいた御要望、御指摘かと思えます。

ということで、ひとまず私のほうで本日いただいた御指摘あるいは御質問等を整理させ

ていただきました。事務局からこの段階で何かありますでしょうか。少し待ってください。事務局の前に平野オブザーバー、お願いいたします。

【平野オブザーバー】 主婦連合会、平野でございます。お取りまとめありがとうございます。

本案で今までの構成員、皆様の言っていたことに同感です。私ども主婦連からもお願いしておりましたオプトアウトの項目などもきちんと整理して書いていただいてお礼を申し上げたいと思います。今後運用されることを望んでおります。

1点、私が少し気になっていたところを述べたいと思います。解説などで書くことになるかもしれませんが、分かりやすい表現というところがもう少し詳しくしても良いのかなと思っておりました。色なども私どもからも提案したところですが、コントラストがはっきりすることが分かりやすいということもありますので、その辺も強調していただければと思います。

理由は、色弱者の方が多くいらっしゃいます。男性の20人に1人、女性の500人に1人ぐらいは何らかの色彩に関する障害が、強弱はありますがあると言われており、カラーユニバーサルデザインは大事です。この方たちがインターネット等、ICTを使っているわけですので、その辺はぜひ強調しておいたほうが良いのかと思ひまして、今回最後ですので、言わせていただきたいと思います。

それから、外国人も分かりやすい、平易なところなのですが、お子さんも利用しているわけですので、外国人だけでなく、お子さんや外国人もというようなことをあえて入れると、もう少し平易な日本語というところが強調されるのかなと思います。この2点を、可能なら加えていただきたいと思います。

ありがとうございました。以上でございます。

【宋戸主査】 平野オブザーバー、ありがとうございます。非常に貴重な御指摘をいただいたと思います。前半のユニバーサルアクセスという観点から見ますと、やはりいろいろなところでの電気通信事業に関わる利用者と事業者の間での情報のやり取りについて、いろいろなハンディキャップがあったり、あるいはいろいろな世代であったり、国籍であったり、言語であったりなどいろいろありますが、とにかく分かりやすくしっかり伝わると。その時にユニバーサルアクセスに配慮することは、この局面でも重要ですし、この局面以外も含めて重要ですので、これは電気通信事業法の運用全体においても配慮いただき、ここでの規律についても御配慮いただくことが必要かなと思ったところです。

それでは事務局から何かございますでしょうか。

【丸山消費者行政第二課課長補佐】 皆様、たくさんの御意見をいただきましてありがとうございます。宍戸主査にコメントをまとめていただきましてありがとうございます。

石井構成員からいただいた委託の関係、また既存のFirst Partyの取組との関係などについては、必要に応じて今後ホームページなどで補足などができればと考えております。

それから、15ページの「真に必要な情報」のところでは佐藤構成員から御指摘はいただきましたが、ここでは考え方を示すということで、読めるもの・読めないもの考え方を示すということとさせていただいて、具体的にどのような情報が該当するのかなどということについては、可能な限り今後FAQなどでお示ししていければと考えております。

それから周知の関係ですが、やはり不十分というお声もありましたし、佐藤構成員からもありましたが、利用者の方にとっても何らか起きるという観点も含めまして、周知には努めてまいりたいと考えております。

パブリックコメントの実施方法などの関係は、この後スケジュールを申し上げますので、その中で補足させていただければと思います。

それから記載例につきましても、皆様の御意見を伺いながら、それからまとめてポンという形ではなくて、順次お出しできるように努めてまいりたいと考えます。

それから、平野オブザーバーからいただいたコメントの関係につきましては、色の関係もこのような事例があることも含めてお示しすることは必要かと思っておりますので、この中に具体的に書くというよりは、ホームページなどで併せて明らかにできればと思っておりますし、外国人やお子さんの関係についても補足という形で、この解説の外でさせていただければと思います。

あと、古谷構成員からいただいたデフォルト・オンの記載ぶりのところは、同意の取得が望ましいとはいえ、もともと何か義務付けるようなものではないということなので、いろいろな方法を取っていただけるという、やるべきではないという方法を示した上で、そういう考え方でこのまま記載を維持させていただきたいと考えております。

事務局からは以上です。

【宍戸主査】 ありがとうございます。

チャット欄でJAIPA、野口オブザーバーから、CUD、平易な日本語という点は重要だと思っております、読み上げソフトを使っている人への配慮なども、当事者の御意見を聞きながら、

好事例として取り上げていかれると良いのではないかという趣旨のコメントをいただきましたので、この場で御紹介いたします。

今、事務局から本日の構成員の皆様からの、あるいはオブザーバーの皆様からの御指摘について、今後このガイドラインの解説案のパブリックコメント、あるいは今後のFAQやホームページ上の記載の中で対応していく方向での御回答があったところですが、さらに構成員の皆様、オブザーバーの皆様から何か御指摘、御発言はございますでしょうか。高橋構成員、お願いします。

【高橋構成員】 高橋です。皆様お疲れさまでした。今後のことに関するコメントです。

今回、Third Party Cookie等の規制ということで、Third PartyであるかFirst Partyであるかということ、それからそれに伴って「真に必要な情報」とは何だということがきちんと議論できたことは画期的だったと思います。

それで今後の話ですが、これはThird Partyか否かや、あるいは「真に必要な情報」という話が、おそらくもう少しやわらかく実効的に適切な情報が適切な相手に理解可能な手段で送信されることのコンセンサスを取っていくことが大事だと思います。ですので、さらには法律の遵守状況に応じてという話もありましたが、これから新しい技術がどんどん入ってきて、いろいろな外部送信の方法がガラガラすごいスピードで変わっていく可能性があると思いますので、新しい技術の妥当性のチェックというようなことも、今回、総務省ですごく機能したと思うので、こういった活動も含めて、また短いタイミングでのこういった活動の再開あるいは招集が必要かなと思っています。

以上です。

【宍戸主査】 高橋構成員、ありがとうございました。ほかに何か御指摘等ございますでしょうか。では野口オブザーバー、お願いいたします。

【野口オブザーバー】 プロバイダー協会の野口です。今回の取りまとめ、本当にありがとうございました。

15ページ、情報の送信先を基準にして、原則「真に必要な情報」に当たる・当たらないということを示していただいたことは、実務的には非常に外形的な判断がしやすいので分かりやすいのかなと思います。ただ、これはあくまでやはり原則というか、一つの判断基準にすぎないので、利用者の立場できちんと考えてほしいということをいろいろな事業者にも広く理解してもらうことがとても重要なのではないかなと、重複してしまうとは思いますが、とても思いました。

例が適切なのかどうか分からないですが、悪意のあるようなケースを考えると、形式的には当該電気通信事業者に送っているのに、実際には別のところにさらに送られてそれで使われてしまうようなもの、実質的な利用先が違うようなものなどはまさにただし書に当たるだろうと思いますので、確実にこのようなものが対応されるようにしないとイケないだろうと思います。

また、逆のパターンを考えると、外に送られるのだが、実質的には外で使われなくて、例えばフォームに郵便番号を入れると町名が出てくるなどという機能は、皆が同じものを作っても仕方がないので、そういったものを外でやってくれるようなサービスを使うような場合があると思います。あとは何回も例に出したかもしれないですが、クレジットカードの情報だけ裏で外部の決済事業者に直接送信して、元のサイトに残さないということも最近多いと思うのですが、こういったものは委託に当たるのかもしれないですが、では、こういうものがどういう扱いを受けるのかなど、こういったことはどこかで解説があると、事業者としても安心してきちんと対応ができるのではないかなと思います。

これを言い出すと切りがないのかもしれないですが、ポリシーや同意の段階と、実際に入力されたり送信される段階で、つまり具体的にどのような場面で何が送信されるのかが、なるべく利用者にとって分かりやすくきちんと結びつくようなことが望ましいと思いますので、今後も例えばFAQや例などでフォローされていくようなことが、利用者の目線で良いのではないかと思います。

本当に今回取りまとめは大変だったと思いますが、ありがとうございました。

【宍戸主査】 野口オブザーバー、貴重な御指摘をありがとうございました。今後の対応について非常に貴重な御指摘をいただいたと思います。

ほかに構成員、オブザーバーの皆様から御発言等はございますでしょうか。佐藤構成員、お願いします。

【佐藤構成員】 国立情報学研究所の佐藤でございます。度々すいません。

1点だけ、どちらかといいますとオブザーバーで来られている業界団体の方に申し上げたいのですが、ネット広告の問題はいろいろ情報のやり取りのこともある一方、やはり消費者から見たときにネット広告の仕組みが分かりにくい。先ほど高橋構成員からの指摘もありましたが、非常に技術が速く進歩しているところがございますので、事業者の方々から、具体的にどういう形で情報が収集されて、それがどのように利用されているのかということ、やはり積極的に消費者に御説明いただくことが重要で、そうすることによって、

ある意味消費者の不信感、不安感と言っているかどうか分かりませんが、その懸念もかなり解消されるかと思っておりますので、その点は強くお願いしたいと思っております。

以上でございます。

【宍戸主査】 佐藤構成員、ありがとうございます。そうですね、このワーキンググループの議論を引っ張っていただいた佐藤構成員の最後の御発言で、閉じたいと思っております。ありがとうございます。

幾つか貴重な御意見、御指摘をいただきました。その多くは、先ほど事務局からもお話がありましたように、このガイドラインの解説案本体を修正するというよりは、今後の対応において総務省で重く受け止めて御対応いただくということで、基本的には大丈夫かなと私自身は思っております。ただ、構成員の皆様の御発言をもう一度私のほうでも振り返り、また事務局において今後もこの解説のパブリックコメントに向けた作業を進める中で、ある種法令チェックのような修正が当然あり得るところでございます。これらの点につきましては、ひとまず主査であります私と事務局において進めることで御了解、御一任をいただけないでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

【宍戸主査】 ありがとうございます。それでは以降、事務局においても必要な手続等を進めるということでよろしく願いいたします。

それでは、事務局からスケジュール等について御説明をお願いいたします。

【丸山消費者行政第二課課長補佐】 ありがとうございます。

今後のスケジュールなどについて申し上げたいと思っております。今後はこの解説案については適切な時期にパブリックコメントの手続を取りたいと考えておりますが、この外部送信規律と同じタイミングの、令和4年電気通信事業法の改正で盛り込まれた特定利用者情報の規律に関する詳細につきましても、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインの解説案の中に1つ章を設けて盛り込みたいと考えております。そちらについては年明け以降に、既に御指摘もありましたが、電気通信事業ガバナンス検討会の下にある特定利用者情報の適正な取扱いに関するワーキンググループにおいて御議論いただきたいと考えているところです。その特定利用者情報の分と、外部送信規律とを、統合させたものということで、こちらとしてはまとめてパブリックコメントを3月末ないし4月上旬あたりにかけてさせていただきたいと考えているところです。

それから最後の点になりますが、本日、外部送信規律に関する電気通信事業のガイドラ

インの解説案をお取りまとめいただきまして、ありがとうございました。これを一つの区切りとさせていただきます、既に構成員の方からも言及いただいておりますが、この利用者情報に関するワーキンググループについては終了とさせていただきたいと考えております。ただ、先ほども御指摘がありましたが、このような解説案の動きや外部送信規律の今後の話については、親会であるプラットフォームサービスに関する研究会に随時御報告などをしていきたいと考えております。ありがとうございました。

事務局からは以上です。

【宍戸主査】 御説明ありがとうございました。

本日は木村部長から一言御挨拶いただけたこととさせていただきます。それでは木村部長、どうぞよろしく願いいたします。

【木村総合通信基盤局電気通信事業部長】 お世話になっております。電気通信事業部長の木村でございます。

宍戸主査をはじめとしまして、構成員の先生方、またオブザーバーの皆様におかれましては、本日も御多用の中、本ワーキンググループに御出席、御議論を賜りまして誠にありがとうございます。

本ワーキンググループの構成員の皆様方には、大変お忙しい中ではありましたが、2021年3月の第1回の会合以来、計22回にわたって精力的な御議論をいただきましたことに改めて心より感謝申し上げたいと思います。また、オブザーバーの皆様にはヒアリング等々の御対応をいただきまして、御協力賜りました。併せて御礼申し上げたいと思います。

本日は主査一任ということで、外部送信規律の解説案をお取りまとめいただきました。今後は本規律の施行に向けまして、本日も御指摘いただきましたが、周知広報等々含めて、総務省として取り組んでまいりたいと考えているところでございます。構成員の皆様方、オブザーバーの皆様におかれましては、引き続きの御指導のほど、何とぞよろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、私からの御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

【宍戸主査】 ありがとうございます。

それでは私からも一言申し上げたいと思います。

まず、このワーキンググループは、先ほど部長からもお話がありましたように、昨年の早い段階で立ち上がって、2年近く議論をさせていただいたと覚えております。プラット

フォームサービス研究会の方で新たなインターネットの今の状況を踏まえて通信関連プライバシーという概念を打ち出させていただいて、それを言わば具体的に実装していく一つの在り方として議論を重ねていき、外部送信規律と、そしてそれを実装するためのガイドライン、それからガイドラインの解説というところでゴールが見えてきたということで、本当にお礼を申し上げます。

本ワーキンググループの構成員の皆様、オブザーバーの皆様はオンラインにおけるプライバシーの問題を議論する上で欠かせないメンバーの方々でありまして、言わばドリームチームだと思っております。と申しますか、最初このワーキンググループの立ち上げ直前に構成員のリストを見た瞬間に、私はこんなに論客を集めてどうするのだと、こんなものハンドリングできないよと、私は強く苦情を当時の担当者の方に申し上げた記憶がございます。そして現実には、この2年近くの議論において私の進行が拙いために、大変に構成員、オブザーバーの皆様にお迷惑をおかけしたことが多々あったと思いますが、同時に大変御協力をいただきまして、何とかここまでこぎ着けたことに改めて御礼を申し上げたいと思っております。

また、オブザーバーの方はもちろんですが、この間、非常にいろいろな利益あるいは見方の対立がある、また変化の激しい領域について、おいでいただいて貴重なインプットをいただいた、ヒアリングに応じていただいた関係者、事業者、団体の皆様にも、この場を借りて御礼申し上げます。

それと同時に、本日も幾つか今後の実装について、あるいは時宜を得た見直しについて課題があるということについて御発言が幾つもありましたので、御発言いただいた以上、構成員の皆様にはこのワーキンググループの外でも引き続き御協力をいただければと思っております。

以上をもちまして本日の議事は全て終了となります。プラットフォームサービスに関する研究会、プラットフォームサービスに係る利用者情報の取扱いに関するワーキンググループ第22回の会合はここまでとさせていただきます。皆様、お忙しいところ御出席いただき誠にありがとうございました。どうぞよいお年をお迎えください。